

※健康保険組合・共済組合・国保組合等へ加入の人は、各加入組合へお問い合わせください。

### 3 補装具・日常生活用具

#### 補装具の交付・修理・貸与

身体障害者手帳を交付されている人または特定の難病の人は、障がいの内容や程度により、補装具の交付や修理が受けられます。

また、一部補装具（義肢や装具の完成用部品のみ、歩行器等）で貸与の対象となるものもあります。  
18歳以上の人には次の区分により更生相談所（直接判定、書類判定）の判定を受ける必要があります。  
(最初に申請書を市へ提出してください。市より判定の依頼をします。)

※購入前に必ずご相談ください。（申請書、意見書、指定業者の見積書等が必要です。）

※労災により補装具を必要とする人は労災制度優先となるため、まずは職場の労災ご担当者へご相談ください。

補装具名	県で 判定	市で 判定	耐用 年数	備　考
義肢	○		1～5	義手、義足
装具	○		1～3	下肢、上肢、体幹、靴型
座位保持装置	○		3	
重度障がい者用意思伝達装置	○		5	
車いす（オーダーメイド）	○		6	
車いす（既製品）※		○	6	
電動車いす※	○		6	簡易型も含む（電動・手動切替式）
歩行器※		○	5	
歩行補助つえ※		○	2～4	松葉づえ、クラッチづえ、多脚づえ
視覚障害者安全つえ		○	2～5	普通用、携帯用
義眼		○	2	
遮光眼鏡		○	4	
弱視眼鏡		○	4	
矯正眼鏡		○	4	
コンタクトレンズ		○	4	
補聴器	○		5	ポケット型・耳かけ型・耳あな型・骨導型
人工内耳用音声信号処理装置			—	標準型・残存聴力活用型の修理のみ

※印のある補装具は、介護保険制度による福祉用具貸与が優先されます。

○費用負担　　利用者および配偶者（18歳未満は同一世帯員）の市町村民税課税有無・本人収入額により原則、基準額の1割の自己負担があります。

ただし、見積額が基準額を上回る場合、見積額と基準額の差額分も自己負担となります。

○窓　　口　　障がい者支援課障がい福祉担当　　各支所地域づくり課地域担当

## 日常生活用具の給付

在宅の障がい者（児）・難病患者等に対して日常生活の便宜を図るための用具の購入等について助成します。下記は概略となりますので、詳細は担当までお問い合わせください。

- ・給付対象はそれぞれの用具ごとに障がい種別、手帳等級数、年齢等で決まっています。
- ・給付を受ける場合は事前の申請が必要となります。用具を購入した後での申請は出来ませんのでご注意ください。なお、申請には業者の見積書・カタログ等が必要となります。

※介護保険に該当される人は「介護保険福祉用具貸与（購入）制度」「介護保険住宅改修費」を優先して利用していただく場合があります。

○費用負担 利用者および配偶者（18歳未満は同一世帯員）の市町村民税課税有無により原則、見積額の1割の自己負担があります。ただし見積額が基準額を上回る場合、見積額と基準額の差額分も自己負担となります。なお、市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は、全額自己負担となります。

○窓 口 障がい者支援課支援給付担当 各支所地域づくり課地域担当

○対 象 者 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等

種 目（用具ごとに基準額が定められています）	
介護・訓練支援用具	特殊寝台、移動用リフト、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、訓練用ベッド、エアーマット、訓練いす
自立生活支援用具	T字状・棒状のつえ、頭部保護帽、電磁調理器、便器、特殊便器、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、火災警報器、自動消火器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置、特殊食器
在宅療養等支援用具	視覚障がい者用音声式体温計、視覚障がい者用体重計、視覚障がい者用血压計、酸素ボンベ運搬用具、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器（ネブライザー兼用機も含む）
情報・意思疎通 支援用具	人工喉頭、埋込型人工鼻、人工内耳体外部装置、携帶用会話補助装置、点字器、点字タイプライター、点字ディスプレイ、情報・通信支援用具、点字図書、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用腕時計、視覚障がい者用置時計、視覚障がい者用活字文章読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、視覚障がい者用音声読書器、拡大鏡（ルーペ）、音声ＩＣタグレコーダー、地デジ対応ラジオ
排泄管理支援用具	収尿器、紙おむつ等、ストマ用装具（消化器系）、ストマ用装具（尿路系）
住宅改修費	居室生活動作補助用具 ○対象工事は下記のとおりで、給付限度額は200,000円です。 (1) 手すりの取り付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる改修 (注) 事前にご相談のうえ、工事図面、見積書、工事前写真をご用意ください。なお給付は、原則1住宅当たり1回限りとなります。

## 小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付

慢性疾患を抱え、その治療が長期間にわたる児童等やその家族への支援として、日常生活の便宜を図るための用具の購入等について助成します。

給付を受ける場合は、事前の申請が必要となります。用具を購入した後での申請はできませんのでご注意ください。なお、申請には業者の見積書・カタログ等が必要になります。

### ○用具の種目

- ・便器・特殊マット・特殊便器・特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器・体位変換器
- ・車いす（電動以外）・頭部保護帽・電気式たん吸引器・クールベスト・紫外線カットクリーム
- ・ネブライザー・パルスオキシメーター・ストーマ装具（消化器系）・ストーマ装具（尿路系）
- ・人工鼻

○費用負担 対象者の扶養義務者の区分に応じた徴収基準額と用具の価格が基準額を超えるときは当該超過額の合計額。

○対象者 市内に住所を有する小児慢性特定疾病医療費支給認定に係る児童等

※ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象となっている場合はそれらの施策が優先となります。

○窓口 障がい者支援課支援給付担当

## 軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金（18歳未満対象）

補聴器が必要と診断された軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入等の補助金が交付されます。

※交付を受ける場合は事前の申請が必要となります。補聴器を購入した後での申請は出来ませんのでご注意ください。

※購入には業者の見積書、日本耳鼻咽喉科学会が認定した信州大学医学部附属病院の耳鼻咽喉科医師による意見書が必要となります。

○交付額 基準額に対し2/3未満の額が補助されます。

○対象者 医師により補聴器が必要と診断を受け、身体障害者手帳交付対象とならない軽度・中等度難聴である18歳未満の児童

○窓口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当